

(1) 近代建築遺産の保存活用

景観整備機構(公財)名古屋まちづくり公社 景観整備アドバイザー 野田展葛

近代建築遺産の保存活用

平成 19 年 3 月、揚輝荘と榿木館が名古屋市に寄贈されました。揚輝荘は大正から昭和初期にかけて(株)松坂屋の初代社長 15 代伊藤次郎左衛門祐民によって構築された別荘、榿木館は同じ頃、陶磁器商として活躍した井元為三郎が建てた邸宅です。いずれも名古屋における貴重な近代建築遺産として、名古屋市指定有形文化財に指定されました。

これに合わせて、平成 19 年 4 月、名古屋市都市景観室に「近代建築遺産の保存活用担当主査」が設けられ、施設の管理運営と共に近代建築遺産の保存活用が市の施策の課題とされることになりました。両施設の具体的な管理業務については、(財)名古屋都市整備公社(公社と言います。)に委託され、名古屋市と公社の担当者による近代建築遺産(のちに歴史的建造物と名称が変更されます。)の保存活用の検討が始まりました。



千種区 揚輝荘

プレセミナー

平成 19 年度、新しく名古屋市の公共施設となった揚輝荘と榿木館の管理に追われる一方で、全般的な近代建築遺産の保存活用のあり方が模索されていきます。平成 20 年度になると、名古屋市都市景観室では「近代建築遺産の保存活用のしくみづくり」の検討が始まり、公社もこれに参加しました。検討の中で、「身近な歴史的建造物は活用ができなければ保存できない、活用することが保存の鍵である。」ことを共通認識として学びました。こうしたなか、(財)京都市景観・まちづくりセンターから名古屋に来て事業のPRをしたいとの申し出があり、平成 21 年 1 月 28 日、公社の主催で「歴史的建造物保存活用先行事例報告会」を開催し、同センター事務局

長寺本健三氏の講演をお聞きしました。また、平成21年3月15日には、名古屋市が主催しNPO 法人たいとう歴史都市研究会の副理事長椎原晶子氏をお招きして「近代建築等の保存活用セミナー」を開催しました。



東区 文化のみち撞木館（和館）

(財)京都市景観・まちづくりセンターは、京都市全額出捐の外郭団体で、平成17年5月9日に京都市から全国で初めての景観整備機構に指定されました。景観整備機構は、景観法(平成16年6月18日制定)により新たに設けられた制度ですが、法案制定の段階から同センターをモデルに想定し創設されたとされています。同センターのホームページによれば「市民・企業・行政によるパートナーシップのまちづくりを推進し、京都らしい景観の保全・創造、質の高い住環境の形成などに取り組んでいます。まちづくりの主体である住民の自主的な活動を支援し、まちづくり活動の拠点としてどなたでも利用していただける施設であり、まちづくりに関するさまざまな情報を受発信しています。」と紹介があります。検討を進めてきた、「名古屋市が公社を景観整備機構として指定し歴史的建造物の保存活用の様々な活動のプラットフォームとしていく」方針に確信を得ることが出来ました。

NPO 法人たいとう歴史都市研究会は、東京都文京区および台東区に位置する谷中・根津・千駄木地域（谷根千）において歴史的建造物の保存活動を行っている団体です。近くにある東京芸術大学の学生達が明治年代に建築された屋敷型住宅に下宿しながら日常の維持管理を始め、平成13年3月にこの住宅を借用するための任意団体として活動をはじめ、平成15年11月にはNPO 法人の認証を受けました。町家や商業施設の借り上げサブリースを行っており、NPO 法人が主体となって活用を実施している事例の講演をいただきました。2回のプレセミナーを経て、身近な歴史的建造物の保存活用は、専門家や一般の市民の人たちなど多くの人たちのネットワークで推進して行く必要性が認識されていきます。